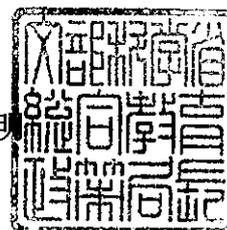


30文科教第560号
平成31年3月22日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
附属の義務教育諸学校を置く各国立大学法人学長 殿
関係都道府県知事

文部科学省総合教育政策局長
清水



(印影印刷)

平成32・33年度在外教育施設シニア派遣教師の公募について（依頼）

文部科学省においては、我が国の主権の及ばない外国で生活する日本人の子供に対し、国内における教育の機会均等及び義務教育無償の精神に沿って日本国民にふさわしい教育を行うことを目的として、退職教師を「シニア派遣教師」として在外教育施設に派遣しています。

近年、在籍児童生徒数が増加傾向にあることに加え、日本語指導や特別な支援を必要とする児童生徒数の増加など、多様な学習内容・方法を通じた教育活動の充実が望まれている在外教育施設では、多くのシニア派遣教師が、その豊富な経験を活かして活躍しています。

ついては、本公募につき、平成31年度末で退職予定の教師等に可能な限り御周知願います。また、応募者から依頼があった際には、推薦書の作成について御協力いただけるように、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校その他の教育機関等に対して御周知願います。

なお、募集に係る「平成32・33年度在外教育施設シニア派遣教師募集要項」は、下記のとおり文部科学省ホームページに掲載予定ですが、参考までに別添のとおり送付します。

記

1. 文部科学省ホームページ掲載場所について

「ホームページトップページ」 (<http://www.mext.go.jp/>) ⇒ 「教育」 ⇒ 「国際教育」 ⇒ 「海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等 (CLARINET)」 ⇒ 「平成32・33年度在外教育施設シニア派遣教師募集要項」を掲載します。

2. 掲載開始日（予定）

平成31年4月11日（木）

3. 公募締切日

平成31年6月6日（木）



【本件連絡先】
文部科学省総合教育政策局
在外教育施設教職員派遣係
TEL：03-5253-4111（内線2440）



平成32・33年度在外教育施設シニア派遣教師募集要項

文部科学省では、在外教育施設の更なる充実を図るため、下記のとおり、在外教育施設シニア派遣教師(以下「シニア教師」とする)を広く募集します。

1. 募集人員

各派遣先 若干名

2. 派遣先

教師派遣対象在外教育施設 (別紙7参照)

3. 派遣期間

原則として2年間

※本人が延長を希望する場合には、評価等に応じて2年を限度として1年毎の延長が可能となります(赴任国の事情によっては、ビザや所得税等の課税状況等を鑑み、予め赴任期間の上限が定められている場合があります)。

4. 資格

次の各条件を全て満たしている者としてします。

- (1)義務教育諸学校の教師等の職を退職した者又は派遣される年度の前年度末(3月31日)までに退職予定の者であること。
- (2)派遣教師の職種は校長、教頭、教諭とし、応募することのできる職種は、退職時の職名及び在外教育施設への派遣経験の有無に応じて表1、表2のとおりとする。

表1 在外教育施設への派遣経験のある者(※シニアとしての派遣経験がある方もこちらを参照)

		応募することのできる職種		
		校長	教頭	教諭
退職時の職名	校長	○	○	○
	教頭	×	○	○
	教諭等(※)	×	×	○

※主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理を司る主幹教諭を除く。)、指導教諭を含む。

表2 現職中に在外教育施設への派遣経験のない者

		応募することのできる職種		
		校長	教頭	教諭
退職時の職名	校長	×	×	○
	教頭	×	×	○
	教諭等(※)	×	×	○

※主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理を司る主幹教諭を除く。)、指導教諭を含む。

- (3) 応募時の年齢が63歳以下であり、かつ応募時に、教師の職を退職後、原則10年以内であること。
なお、応募時の年齢とは、平成32年3月31日現在の満年齢とする。
- (4) 国内の学校において小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理を司る主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭として、原則教職経験年数21年以上であること。なお、教職経験年数は「在外教育施設への派遣教員に対する在勤基本手当及び住居手当の級の適用に係る基準」(昭和61年1月21日教育助成局長裁定)に定める教職経験年数によるものとする。
- (5) 管理職(校長、教頭)として派遣される者にあつては、現職在職中に在外教育施設派遣教師として、またはシニア派遣教師として在外教育施設での勤務経験を有すること。
- (6) 本人および同伴する家族がいずれも心身ともに健康であり、長期間の海外生活に耐えうること。

5. シニア派遣教師の欠格事項

次の各事項の一に該当する者は、シニア派遣教師の選考を受けることはできない。

- (1) 成年被後見人および被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 義務教育諸学校の教師免許状を有しない者

6. 職務内容

学校の適正な管理運営を具体的に行うために設置された学校運営委員会の管理の下、派遣される在外教育施設及び職種に応じて概ね次の業務に当たる。

(1) 日本人学校

(ア) 校長

在外教育施設の小学部及び中学部の校務をつかさどり、所属職員を監督し、及び必要に応じ児童生徒の教育をつかさどる。

なお、併設された幼稚部又は派遣教師のいない補習授業校の管理職業務は、職務に含まない。

(イ) 教頭

① 校長を助け、在外教育施設の小学部及び中学部の校務を整理し、及び必要に応じ児童生徒の教育をつかさどる。

なお、併設された幼稚部又は派遣教師のいない補習授業校の管理職業務は、職務に含まない。

② 校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において教頭が2名以上ある時は、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。

(ウ) 教諭

児童生徒の教育をつかさどる。

なお、在外教育施設は、通常、小学部及び中学部の併設であるので、必要に応じ小学部及び中学部を担当することとする。

(2) 補習授業校

派遣教師は校長・教頭・教諭いずれも、補習授業校の基幹的要員として派遣するものであり、概ね次に示す職務に当たる。

- ・教育課程の編成及び進行管理に関すること
- ・学校行事の実施計画の策定及び実施に関すること
- ・児童生徒の転出入に伴う学籍の管理に関すること
- ・進路指導及び教育相談に関すること
- ・現地採用教師に対する指導・助言及び研修の実施に関すること
- ・教材教具の整備計画の策定等に関すること

- ・教材教具の開発に関すること
- ・派遣教師のいない在外教育施設への教科指導方法等に関する指導、助言

7. 処 遇

- (1) シニア教師は、文部科学大臣の委嘱を受けて学校運営委員会の下に所属する職員である。
- (2) 在外教育施設教師派遣規則(昭和56年文部省訓令第27号)に定める派遣教師に準じて、文部科学省の定めるところにより、在勤手当、赴任・帰国旅費(本人及び配偶者)を支給するが、雇用契約に基づくものではないので、健康保険等は本人が手当てすることとなる。ただし、派遣期間中は、派遣教師等の相互扶助を基礎に、福利厚生観点から、本人及びその帯同する家族の全員加入を原則としている在外教育施設派遣教師等医療補償制度がある。詳細については、海外子女教育振興財団のHPにて確認すること(URL:<http://www.joes.or.jp/iryo/index.html>)。
- (3) 在勤手当については、外務公務員の支給水準(外務省法令基準)を参考に、各派遣教師の派遣先・派遣職種・教職経験年数などに基き決定される(外務公務員の支給水準については、年度途中の法令改正により、変動することがある)。
- (4) 国内給与は支給されない。
- (5) 退職後の年金等の取り扱いに関しては、各地域の年金事務所等に問い合わせること。

8. 応募方法

次の(1)～(5)の書類の様式を、文部科学省ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、下記宛先まで郵便にて提出すること。

- (1) 在外教育施設シニア派遣教師志願書(別紙様式1)
- (2) 在外教育施設シニア派遣教師選考調査票(別紙様式2)
- (3) 推薦書(義務教育諸学校教職員を退職した者にあつては、退職時に所属していた所属機関(教育委員会または学校等)の長、現在義務教育諸学校教職員である者にあつては現在の所属機関(教育委員会または学校等)の長からの推薦書)(別紙様式3)
- (4) 健康診断書(別紙様式4)
- (5) 在外教育施設シニア派遣教師選考 小論文課題(別紙様式6)※作成に当たっては、別紙様式5を参照のこと。

※(3)及び(4)は厳封にて提出すること(開封して提出された場合は無効とする)。

9. 公募締切日

平成31年6月6日(木)必着

※郵送のみの受付とする。

10. 選 考

第一次選考 書類選考: 選考調査票による書類選考、小論文(選考結果は郵便で連絡する。)

第二次選考 面 接: 7月上旬～下旬又は8月中旬(応募職種による)実施予定。詳細は、第一次選考後連絡する。(面接の結果は、後日郵送により連絡する。)

11. 合格者の決定(以下の(1)又は(2)いずれか。)

(1) 即派遣合格者

平成32年度に在外教育施設に派遣されるものとする(内定通知は平成31年12月頃を予定)。

(2) 登録合格者

シニア派遣教師登録者名簿に登録し、名簿有効期間内に派遣されるものとする。

登録者名簿の有効期間は、作成後2年間とする(登録通知は平成32年2月頃を予定)。

(3) 不合格者

平成32年2月頃に通知する予定。

※ シニア派遣教師として内定又は登録された後に、派遣先や派遣職種等を理由に辞

退はできません。

1 2. 派遣前研修

派遣年度の前年度1月頃に研修会を実施します(平成32年度在外教育施設シニア派遣教師への派遣前研修は平成32年1月中旬を予定)。

1 3. 留意事項等

以下の点について、十分に理解や必要に応じて調整を行っておくこと。

(1) 派遣先や任期について

- ① 派遣先については、文部科学省において諸条件を総合的に勘案して決定するため、必ずしも本人の希望どおりにはならないこと。また、内定又は登録後の辞退は認められないこと。
- ② 任期途中であっても、勤務状況等によっては任期を短縮する場合がある。

(2) 在外教育施設での勤務等について

- ① 学校の規模や気候の状況などは地域によって多様であり、日本と大きく環境が異なる地域においての職務であること。また、勤務地において、現職教師と同様に校務の分掌や役割を担うことを十分理解しておくこと。
- ② 在外教育施設は小規模校が多く、必要に応じて複式授業や免許外教科を担当する場合があること。また、管理職(校長、副校長及び教頭をいう。以下同じ)であっても必要に応じて授業を受け持たなければならないこと。
- ③ 海外という特殊性から、前任者との引継ぎを対面で行うことが困難である。赴任前に、3月中旬に帰国する前任者と対面で行うなど、管理職においては、準備や引き継ぎを行う期間や方法が従前とは異なること。

(3) 同伴家族について

- ① 同伴家族として認められるのは配偶者のみであること。
- ② 派遣教師が意欲的に職務に専念するためには、派遣教師に対する配偶者の理解と支援が必要不可欠であることから、予め十分に配偶者の理解を得ること。また、配偶者同伴の有無に関わらず、家族の同意を得た上で応募すること。
- ③ 選考調査票に記載した配偶者同伴の有無については、選考調査票提出後に原則変更ができないことに留意し、家族の健康状況等について配偶者及び関係者と予め十分に確認しておくこと。
- ④ 配偶者を同伴する際、公用旅券の意義を踏まえ、配偶者には就労が認められていないこと。また、配偶者が一時帰国する際の規則等については、派遣教師に準じることについて理解を得ること。

(4) その他

- ① 在外教育施設派遣教師の在勤手当については、外務公務員の支給水準(外務省法令基準)を参考に、各派遣教師の派遣先・派遣職種・教職経験年数などに基づき決定されること(外務公務員の支給水準については、年度途中の法令改正により、変動することがある)。
- ② 在外教育施設派遣教師の在勤手当に対して、赴任先によっては、所得税等を課税する国があるが、文部科学省では、在勤手当が課税対象となった場合、税金という性質上課税額の補填は行っていないこと。

米国においては、赴任3年目から連邦税(所得税)や社会保障税等が課税されることとなっている。

その他の国についても、仮に派遣教師の在勤手当が課税対象となった場合は、学校運営委員会もしくは派遣教師個人が税金を負担することを条件として、派遣期間の延長を認めているところ。ただし、派遣先の状況によっては、本人の希望や評価に関わらず、任期を延長できない場合

もあるため、留意すること。

- ③ 本制度について理解し、留意事項を確認した上で、選考調査票に必要事項を正確に記入すること(虚偽記載や記入漏れがあった場合、遑って派遣教師の委嘱を解くことがある)。

14. 本募集要項案は、平成31年度予算成立後に正式なものとなります。

—応募書類提出先・問い合わせ先—

文部科学省総合教育政策局教育改革・国際課 在外教育施設教職員派遣係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

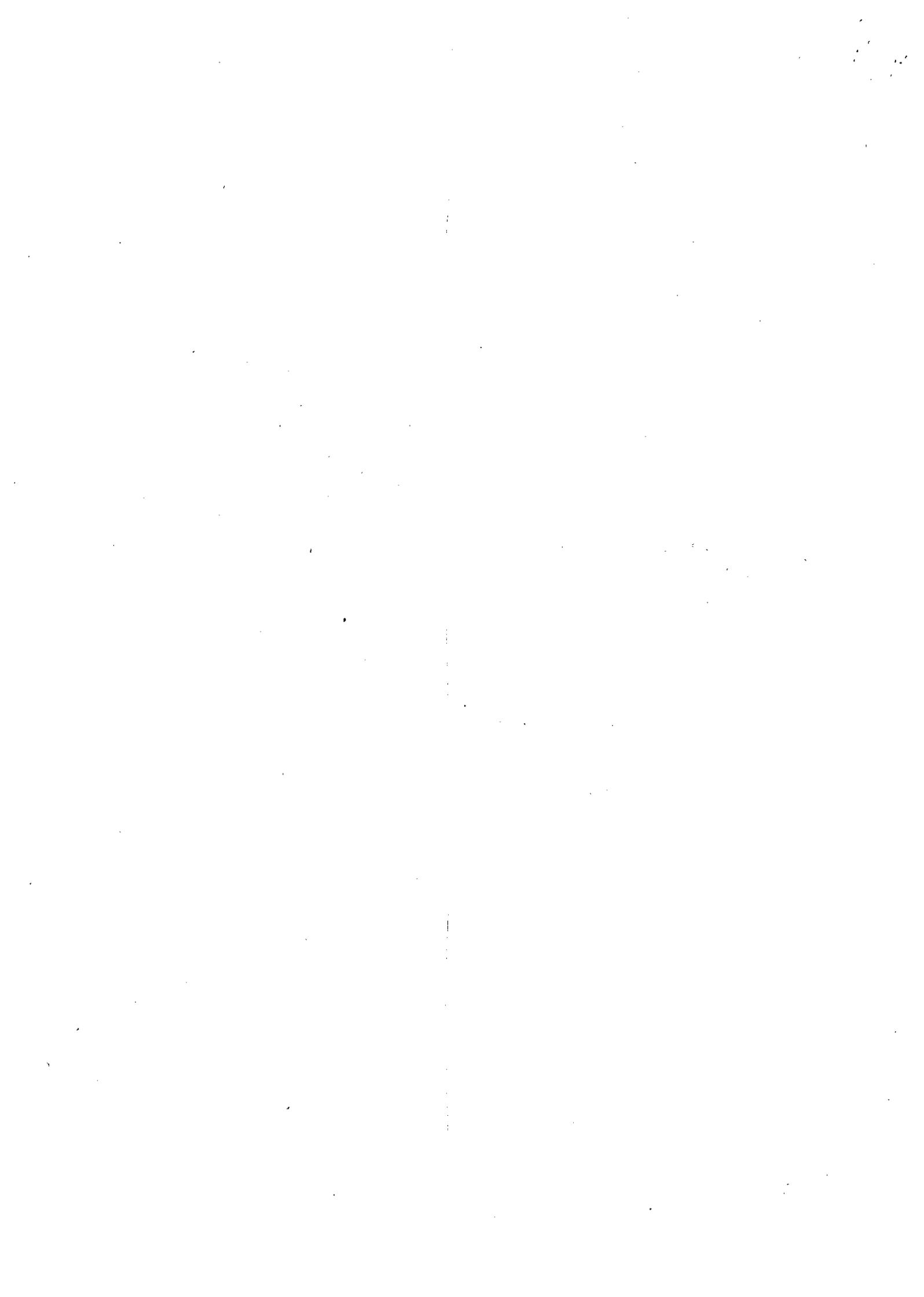
TEL:03-5253-4111 内線(2440)

FAX:03-6734-3711

(関係URL)

文部科学省HP <http://www.mext.go.jp/>

海外子女教育HP http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm



別紙様式 1

在外教育施設シニア派遣教師志願書

平成 年 月 日

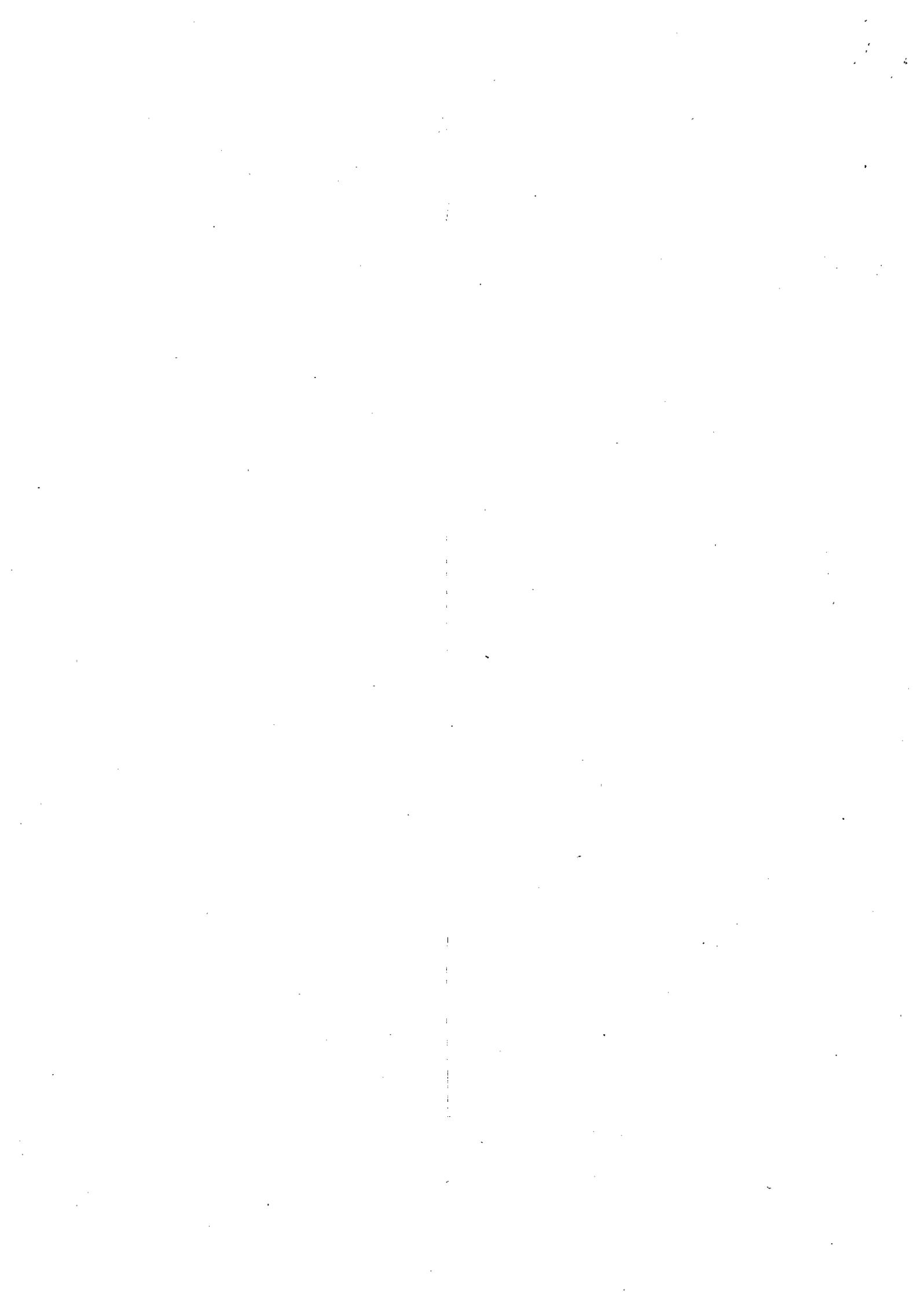
文部科学省総合教育政策局長 殿

住 所

氏 名 印

私は、在外教育施設シニア派遣教師に志願したいので、平成32・33年度在外教育施設シニア派遣教師募集要項の各項目について理解した上で、虚偽なく記載し、関係書類を添えて出願します。

また、平成32・33年度在外教育施設シニア派遣教師募集要項の「4. 資格」の各条件を満たしていること、「5. シニア派遣教師の欠格事項」に該当しないこと、「13. 留意事項等」を十分理解し順守することを申し添えます。



派遣先	日本人学校 補習授業校	派遣職種	個人番号							
平成32・33年度 在外教育施設シニア派遣教師選考調査票							1 派遣時期※ ア. どちらでもよい イ. 平成32年度即派遣のみ ウ. 平成33年度登録派遣のみ			
証明写真 (4cm × 4cm) 正面上半身 ・6ヶ月以内に撮影のもの ・写真の裏面に都道府県名・氏名を記入のこと(糊密着)	2 フリガナ氏名	3 前・現所属機関			教育委員会 大学 学校法人					
	4 生年月日	昭和 年 月 日 (満 歳)	5 性別※	男・女	国籍					
	6 フリガナ現住所	都道府県 〒 (電話 - -) 携帯電話(- -) 現住所からの最寄駅() (E-mail)								
7 フリガナ現所属機関(学校)名	(電話 - -)				現職名					
8 フリガナ退職時所属機関(学校)名	(電話 - -)		退職時職名		退職(日・予定日)		年 月 日			
9 最終学歴	昭和 平成 年 月	大学 学部 学科	大学院 専攻		卒業	学歴区分※	院卒 短大卒 卒 大卒 その他			
10 教職経歴	通算経歴年数	年	小学校経歴	年	中学校経歴	年	その他() 年			
11 在外教育施設派遣教師経歴(有・無)※	期間		派遣先			職務(枝務分掌)				
	年(昭・平) 年 月～昭・平 年 月									
	年(昭・平) 年 月～昭・平 年 月									
12 所有免許状等※	ア 免許状種類	(小)専・1・2 (中)専・1・2 (高)専・1 養教・幼 (特支)専・1・2	イ 免許教科 ウ 領域	(中) 国・社・数・理・音・美・保体・技・家・職・外()・() (高) 国・地歴・公・数・理・音・美・工芸・書・保体・保・家・工・外()・() 視・聴・知・肢・病			工 司書教諭資格 ※ 有・無			
	13 過去の授業担当教科※	小学校(小学部) 中学校(中学部)	全教科・国・社・算・理・生・音・図工・体・家 国・社・数・理・音・美・保体・技・家・外()			14 複式授業 担当経験 ※ 有・無 (小 年) (中 年)				
15 教えたことのある教科 ※	小学校(小学部) 中学校(中学部)	全教科・国・社・算・理・生・音・図工・体・家 国・社・数・理・音・美・保体・技・家・外()			16 最も直近に授業を行った年度及び教科 平成 年 担当教科 ()					
17 指導経験はないが教える自信のある教科 ※	小学校(小学部) 中学校(中学部)	全教科・国・社・算・理・生・音・図工・体・家 国・社・数・理・音・美・保体・技・家・外()			18 取得見込免許教科() 取得予定：平成 年 月					
19 担任等の経験 ※	担任経験のある学年 小学校 1・2・3・4・5・6 中学校 1・2・3		最も直近に担任をした年度及び学年 昭・平 年 小・中 年		最も直近に学年主任をした年度及び学年 昭・平 年 小・中 年					
20 外国語及びクラブ(部)活動指導等※	区 分	ア. 外国語能力				イ. クラブ(部)活動等の指導力			ウ. その他 進路指導 パソコンでの学習指導 インターネット等の活用	23 自動車運転免許 ※ 本人 有・無 配偶者 有・無
		英語 () 語	武道 球技	水泳	音楽	進路指導	パソコンでの学習指導	インターネット等の活用		
		読解 会話 読解 会話	(柔・剣)	()	音楽 ()	進路指導	パソコンでの学習指導	インターネット等の活用		
21 特技(資格)			22 趣味							
24 健康状態			25 既往症		有		病名 昭和 平成 年 月			無
26 常備薬	有 ()・無									
27 家族状況	フリガナ氏名	生年月日(年齢)	職 業(勤務先等)	同居・別居の別 ※	同伴の有・無 ※	国籍	健康状態・既往症・ケアを要する事柄(介護・特別支援等)			
配偶者		昭平 (満 歳)	()	同・別	有・無					
18歳未満の子		平 (満 歳)	()	同・別	有・無					
続柄										
28 配偶者の所有教師免許状			29 配偶者の教職経験※	有	小 年	30 配偶者の派遣教師経験 ※	有・無			

31 10のうち 管理職等経験	小 年 校長経験 年 中 年		小 年 副校長・ 教頭経験 年 中 年		管理・指導主事等経験 年 ()主任・主事()主任・主事		教務主任等経験 年 ()主任・主事()主任・主事		
	発令年月	勤務校		職名	発令年月	勤務校		職名	
32 勤務歴									
休職 賞罰歴		休職期間(年 月 ~ 年 月) 休職理由							
		賞罰() 発令日(年 月)							
33 過去5年の校務分掌等	年度	学級担任状況		校務分掌	全児童生徒・学級数	学校の特色		34 派遣先についての希望 ※	
	27	小	学年 専科		人			ア.どこでも希望する	
		中	学年 ()		学級			イ.下記の国又は地域は希望しない	
	28	小	学年 専科		人			① ②	
		中	学年 ()		学級			(希望しない理由)	
	29	小	学年 専科		人			35 過去の受験回数 ※	
		中	学年 ()		学級			現職	
30	小	学年 専科		人			文部科学省 受験 なし・1回・2回・3回以上		
	中	学年 ()		学級			都道府県 受験 なし・1回・2回・3回以上		
31	小	学年 専科		人			シニア		
	中	学年 ()		学級			(受験年度)		
36 経験のある 校務分掌	生徒指導主事(主任)・進路指導主事(主任)・研究主任・特別活動主任・道徳主任・教科主任(教科名) 保健主任(主任)・防災(安全)主任・特別支援教育コーディネーター・その他()								
37 現職中の研究 実績や教育活動									
38 受験理由									
39 日本人学校 若しくは補習 授業校の勤務 について ※	日本人学校・補習授業校 のどちらかにおいて、自身の特性を発揮できていると考えている場合、いずれかを○で囲み、その理由を以下に記入願います。								
40	在外教育施設派遣教師としての勤務経験 (有 ・ 無) 私は、退職時の職名(現職教師は現在の職名)が()であり、派遣においては (すべて ・ 校長のみ ・ 教頭のみ ・ 教諭のみ ・ 校長又は教頭 ・ 校長又は教諭 ・ 教頭又は教諭) の職種について希望します。 ※希望する項目に○を付してください。派遣教師経験がない方は「教諭のみ」を選択することになります。								
41	上記内容に虚偽、欠落はありません。 平成 年 月 日 氏 名 印								

摘 要	
----------------------------	--

シニア派遣教師選考調査票記入上の注意

- 1 選考調査票は、選考に際しての基本資料となるので、楷書体で丁寧に、全ての欄に記入すること。
- 2 虚偽記載や記入漏れがあった場合、遑って委嘱を解くことがあるので、正確に記入すること。
- 3 ※印欄は、該当するものを○で囲むこと。

【表面について】

- 欄1. 「派遣時期」には、平成32年度即派遣でも平成33年度登録派遣でもどちらでもよい場合「ア」を、平成32年度即派遣のみを希望する場合は「イ」を、平成33年度登録派遣のみ希望する場合は「ウ」を○で囲むこと。
- 欄2. 「氏名」の漢字は正式な表記で記入すること。また、必ず「フリガナ」を付すこと。
- 欄3. 「前・現所属機関」には、退職時または現在の所属都道府県・指定都市教育委員会、大学名または学校法人名を記入すること。
- 欄4. 年齢は、平成32年3月31日現在の満年齢を記入すること。
- 欄6. ・現住所には必ず「フリガナ」を付すこと。
・電話番号は市外局番から記入すること。
・E-mailは教師本人の個人アドレスを記入すること。
- 欄7. ・「現所属機関(学校)名」には現在の学校名等を記入し、必ず「フリガナ」を付すこと。
・職名には、校長・副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭等の職名を記入すること。
- 欄8. ・「退職時所属機関(学校)名」には、退職時の学校名等を記入し、必ず「フリガナ」を付すこと。
・「退職(日・予定日)」には、すでに退職した者はその年月日を、現職の者については退職予定日を記入すること。
- 欄10. ・通算経年数は、臨時的任用・非常勤講師等の正式採用以外の年数は除いた義務教育諸学校での勤務経年数を、平成32年3月31日現在で記入すること。
・その他には、行政機関、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等の経験を記入すること。
- 欄11. 「在外教育施設派遣教師経験」には、派遣教師(シニアを含む)としての経験のみ記入し、現地採用や学校採用は含まないこと。
- 欄12. ・「所有免許状等」の「免許状種類」については、小学校教諭1種免許状、中学校教諭2種免許状…は「(小)・1」「(中)・2」…、「免許教科」については、「国語」「数学」…は「国」「数」…の記号でそれぞれ略記している。高等学校教諭免許状「社会」を所有している場合は、地歴、公の両方を○で囲むこと。「免許教科」欄に該当がない場合は、()内に当該所有免許教科名を記入すること。
・エの「司書教諭資格」を有する者とは、学校図書館法第5条第1項に該当する者をいう。
- 欄13. 「過去の授業担当教科」は、現職の場合は、平成32年3月31日から起算した過去5年間、退職者の場合は、退職年度から起算した過去5年間に担当した教科を○で囲むこと。
- 欄14. 「複式授業担当経験」がある者は、担当した複数学年を記入すること。
- 欄15. 「教えたことのある教科」は、過去に教えたことのある教科について○で囲むこと。

- 欄 16. 「最も直近に授業を行った年度及び教科」は、最後に教壇に立って授業を行った年と、その教科を記入すること。
- 欄 17. 「指導経験はないが教える自信のある教科」は、免許状の有無に関わらず教える自信のある教科について○で囲むこと。
- 欄 18. 「取得見込免許教科」は、平成 31 年度末までに取得見込の免許教科がある場合には、教科名等及び取得予定時期を記入すること。
- 欄 19. 「担任等の経験」は通常学級の担任経験がある学年を○で囲むこと。また、直近の通常学級の担任、学年主任の経験について記入すること。
- 欄 20. 「外国語、クラブ（部）活動指導等」の欄は、それぞれの項目に ABC いずれかに○を記入すること。
- 欄 21. 「特技（資格）」は、資格段位等がある場合、その資格段位を記入すること。また、語学に関する資格（英検、TOFEL 等）等については必ず明記すること。
- 欄 24. 「健康状態」への記入漏れが後に発覚し、査証取得が得られないなど影響が生じるため、欄 25 の既往症も含めて遺漏なく記入すること。完治した病や現在の健康状態に加え、身体的特徴や実際に発病した事実はなくても、長期の海外滞在にあたり、心身の健康面で懸念される事柄についても記入すること。
- 欄 26. 「常服薬」には、有・無いいずれかを○で囲み、有の場合は具体の名称を記入すること。
- 欄 27. 「家族状況」には、配偶者及び 18 歳未満の子がいる場合は、子についても記入すること。その際、以下の点に留意すること。
- ・配偶者「同伴の有・無」については、原則として後日の変更は認められないため、十分検討の上、記入すること。
 - ・「健康状態・既往症・ケアを要する事柄（介護・特別支援等）」には、現在の健康状態、完治したものを含め既往症ならびに身体的特徴等を記入するほか、実際に発病した事実はなくても、長期の海外滞在にあたり、心身の健康面で懸念される事柄についても記入すること。※国によっては、健康状態等で査証取得が難しくなることがあります。状況を鑑み赴任先の検討を行うため、内定後に発覚し支障が生じることのないよう、正しく記入すること。
 - ・同伴家族として認められるのは配偶者のみであること。（配偶者以外の者について、本人の責任のもと帯同することには関知しません。）

【裏面について】

- 欄 32. ・「勤務歴」は、常勤の教師として任用された勤務校等を古いものから順に降順で記入すること（例：〇〇市立△△小学校教諭、〇〇市教育委員会義務教育課指導主事）。
- ・過去に休職（産前産後、育児休業を除く）したことがある場合は、その期間と理由を記載すること。また、賞罰（表彰や戒告など）がある者は内容及び発令日を記入すること。
- 欄 33. ・「過去 5 年の校務分掌等」には、過去 5 年間に実際に担当したものをそれぞれ記入すること。
- ・「学校の特色」には、小中一貫校、研究開発校、研究指定校、コミュニティスクール等、特徴ある学校の取組について記入すること。

- 欄 34. 「派遣先希望」には、ア、イのどちらか一方を○で囲み、イに○をした場合には、別紙「平成 30 年度派遣教師の在籍する在外教育施設一覧」に掲げる学校の所在する国または地域を記入し、「希望しない理由」も書くこと。なお、派遣教師として決定後は、派遣先を理由に辞退等はいできない。
- 欄 35. 「過去の受験回数」は、今回の受験を除き、現職時、シニア時の受験回数について、それぞれ該当するものを○で囲むこと。また、シニア時の受験経験がある者は、受験した年度を（ ）に記入すること。
- 欄 36. 「経験のある校務分掌」には、経験したすべての校務分掌を○で囲むこと。
- 欄 37. 「現職中の研究実績や教育活動」には、現職中に行った研究発表や、特筆すべき教育活動等の実績、校長会や教育研究会等の活動について記入すること。
- 欄 39. 日本人学校又は補習授業校のいずれかを○で囲んだ上で、その理由について記入すること。特に該当しない場合は記入不用。
- 欄 40. 在外教育施設派遣教師としての勤務経験の有無いずれかを○で囲んだ上で、退職時等の職名（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭等）、派遣希望職種を記入、選択すること。
※派遣教師経験がない者は、「教諭のみ」を選択すること。なお、派遣教師として決定後は派遣職種を理由に辞退等はいできない。
- 欄 41. 記入者本人が、虚偽や欠落のないことを確認し署名、捺印すること。
※「摘要」欄には、一切記入しないこと。

在外教育施設シニア派遣教師推薦書

(記入上の注意を参照下さい)

部 外 秘

フリガナ 候補者氏名				
① 推薦理由			ア	
			イ	
			ウ	
業 績 評 価	② 教職 態 度 に 対 す る 能 力	児童・生徒に対する指導力 (授業力・生徒指導力等)	評価	特記事項
		教育に対する熱意		
		校務の処理 (正確さ・迅速さ等)		
		保護者対応力		
	③ 服 務 に 対 す る 態 度	責 任 感		特記事項
		協 調 性		
		積 極 性		
		研 究 心		
		規 律・倫 理 観		
		適 応 性		
		危 機 管 理		
	④ 研修に対する態度			
	⑤ 健康面			
	⑥ その他			
⑦ 上記のとおり、在外教育施設シニア派遣教師適格者として推薦します。				
平成 年 月 日				
所属機関名 推薦書作成者の氏名 連絡先(電話番号)				
			公印	

推 薦 書 記 入 上 の 注 意

・本推薦書は、選考に際しての基本資料とするので、取り扱いには十分注意すること。
(厳封で提出すること。開封無効。)

・本推薦書は、下表「候補者の現況」に応じて、下表に示された「推薦者」が作成すること。

【推薦者】

候補者の現況	推 薦 者
既に退職した者の場合	<p>[退職時に教育委員会所属だった場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属元の教育委員会に在籍する課長以上の方 <p>[退職時に学校長だった場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属元の教育委員会等に在籍する課長以上の方 <p>[退職時に学校に籍をおく学校長以外だった場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職時に所属していた学校に現在在籍する学校長 <p>[退職時に私学（学校法人）所属だった場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校長：学校設置者（理事長等） ・学校長以外の教師等：退職時に所属していた学校に現在在籍する学校長 <p><u>[再任用又は非常勤で勤務している場合]</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の勤務先の所属の長。ただし、教育委員会、学校長については、上記に準じ教育委員会に在籍する課長以上の方 <p>※退職時のものと合わせて2通提出すること</p>
前年度までシニア派遣教師として勤務していた者の場合	<p>[派遣職種が校長だった場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣先在外教育施設学校運営委員会委員長 <p>[派遣職種が教頭又は教諭だった場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣先在外教育施設学校長 <p>※「既に退職した者の場合」と合わせて2通（今年度再任用で勤務している場合は3通）提出すること</p>
退職予定の者の場合	<p>[教育委員会所属の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属先の教育委員会の課長以上の方 <p>[学校長の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属先の教育委員会等の課長以上の方 <p>[学校に籍をおく学校長以外の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属先の学校長

欄① 「推薦理由」欄の右欄は、次の事項のいずれかを必ず○で囲むこと。

ア 在外教育施設の教師に十分貢献できる教師として自信をもって推薦する。

イ 在外教育施設の教師として、普通程度である。

ウ 在外教育施設の教師として、やや心配な面がある。

(ウの場合、心配な点を下の特記事項欄等に記入すること。)

欄② 「教職に対する態度・能力」及び欄③「服務に対する態度」の「評価」には、児童・生徒に対する指導力等の各事項等についての評価(絶対評価)を、下記の表による10段階の点数で記入すること。「特記事項」には、特記すべき事項その他特に参考となる事項を記入すること。

評価	点数
特に優秀	10～9
優秀	8～7
普通	6
やや劣る	5～4
劣る	3～1

欄④ 「研修に対する態度」欄には、学校内外で実施される研修への参加状況や熱意、校内での還元状況等について記入すること。管理職で応募している者については、「管理職としての資質(職員に対する指導力等)」とすること。

欄⑤ 「健康面」欄には、日常的な体調や体力等の健康状況や既往歴(過去の病気休暇取得状況を含む)について記入すること。また、在外教育施設での勤務を考慮し、日頃のメンタルヘルスの様子についても記入すること。

欄⑥ 「その他」欄は、性格上の長所・短所、日常の生活態度等について記入すること。

欄⑦ 推薦者の所属・連絡先等欄は、電話番号を必ず記載すること。また、選考段階で、文部科学省担当者から、当該教師に関することについて、直接問い合わせることがあるため、御協力願います。

- ・ 本推薦書以外に、海外子女教育関係団体等派遣志願者の資質を知る第三者からの推薦書(様式任意)を添付することができます。

別紙様式 4

在外教育施設シニア派遣教師志望者健康診断書			
所 属		職 名	
氏 名			性 別 男・女
年 齢 (生 年 月 日)		歳 (昭 和 年 月 日)	
健 康 診 断 年 月 日		平 成 年 月 日	
既 往 症			
身 長 (cm)			
体 重 (kg)			
視 力	右	()	
	左	()	
聴 力	右		
	左		
結 核 の 検 査	胸部X線検査	撮影年月日	平成 年 月 日
		フィルム番号	
		所 見	
検 査	喀 痰 検 査	年 月 日	塗 培
	聴診、打診その他の検査	年 月 日	

血		圧	/
尿		蛋白	
		糖	
胃 の 検 査	胃部X線検査・ 胃部内視鏡検 査いずれも可	撮影年月日	平成 年 月 日
		フィルム番号	
		所見	
貧血検査		血色素量 (g/dℓ)	
		赤血球数 (万/mm ³)	
肝機能 検査		GOT (IU/ℓ)	
		GPT (IU/ℓ)	
		γ-GTP (IU/ℓ)	
血中 脂質検査		総コレステロール (mg/dℓ)	
		トリグリセライド (mg/dℓ)	
心電図検査		a 異常なし b その他 ()	
その他の疾病及び異常			
総合所見 (A B C D E F)			
特記事項:			
医療機関名		担当医師名	
		㊟	

健康診断書記入上の注意

1. 「年齢」の欄は、平成32年3月31日現在の満年齢を記入する。
2. 「健康診断年月日」の欄は、健康診断の全部を終了した年月日を記入する。
3. 「既往症」の欄は、健康診断時で、肺臓・消化器系・肝臓・腎臓の疾患、頸椎・腰椎・脊椎の打撲について記入し、治癒年月を（ ）書きする。
4. 「視力」から「その他の疾病及び異常」の欄の健康診断の方法及び技術的基準については、学校保健安全法施行規則第14条第1項の規定によるものとする。
5. 「身長」及び「体重」の測定単位は、小数点以下第2位で四捨五入し、小数第1位までを記入する。
6. 「視力」の欄は、裸眼視力を（ ）の左側に記入し、矯正視力を検査したときは、これを（ ）内に記入する。
7. 「聴力」の欄は、聴力低下が認められる場合には、○印を記入し、併せて該当する周波数及び聴力レベルを記入する。
8. 「結核の検査」の欄について、胸部X線検査によって疾病の発見、結核発病のおそれがないと診断された者については、医師が必要でないときと認めるときは喀痰検査を省略することができる。
9. 「血圧」の欄は、最大血圧を斜線の左に、最小血圧を斜線の右にそれぞれ記入する。
10. 「尿」の欄は、尿中に蛋白又は糖を検出した場合は、それぞれの欄に＋等の記号を記入する。
11. 「胃の検査」は、胃部X線検査、胃部内視鏡検査いずれも可。
12. 「その他の疾病及び異常」の欄は、疾病又は異常（特に消化器系の異常、目の伝染病の有無）の病名等を記入する。
13. 「総合所見」の欄は、次の所見区分により判定し、○印を付ける。各検査項目の検査の結果、海外での勤務を前提としたときに、特に注意を要する事項について記入する。

【所見区分】

A：今回検査した範囲内では何等異常所見を認めません。

B：軽微な所見が認められるが病的意味はないと考えられます。

C：軽微な所見が認められるが現在のところ病的なものと断定できません。しかし、病的なものに移行する場合がありますので経過観察の必要を認めます。

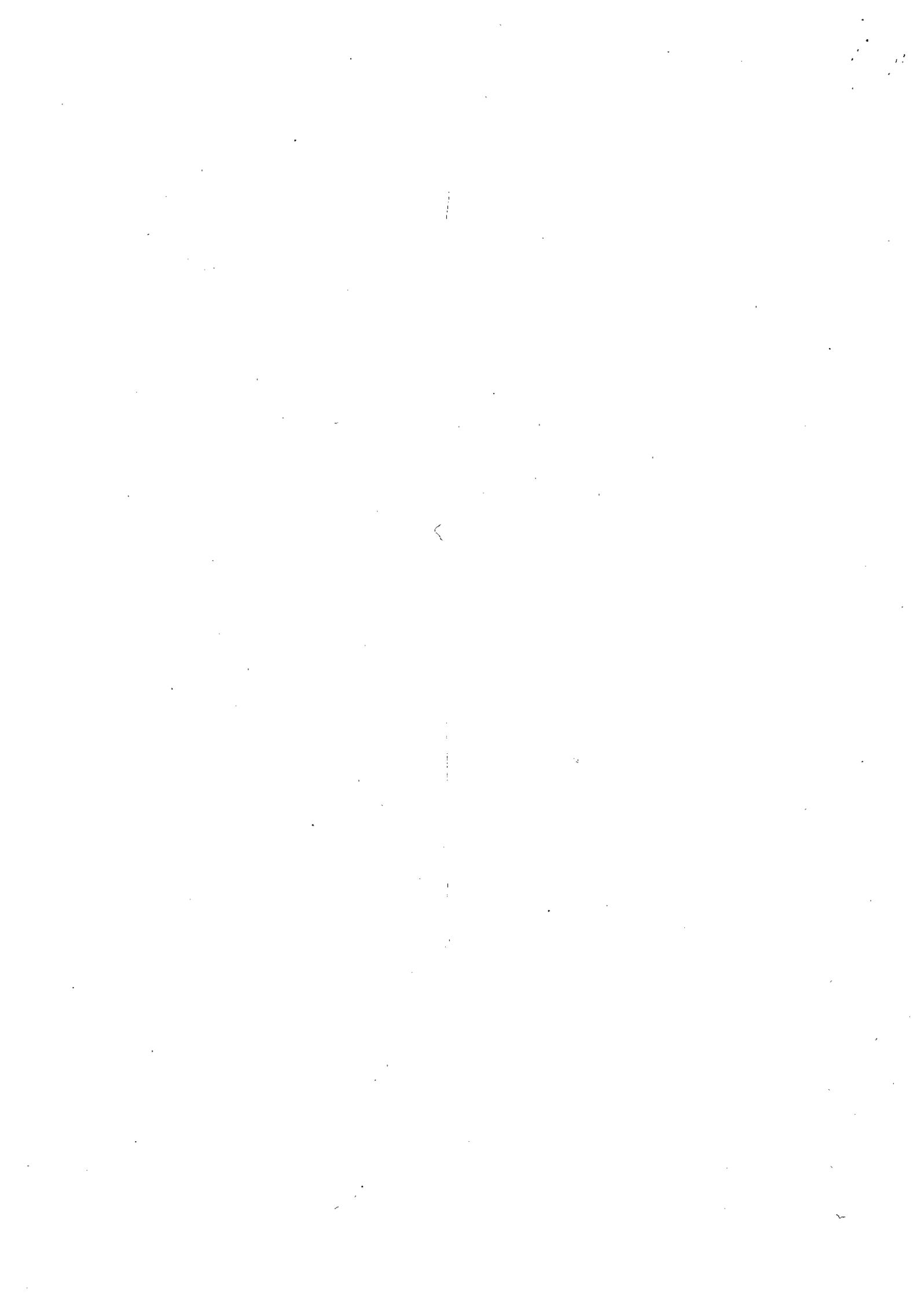
D：病的所見である可能性が強いが今回の検査だけで断定できませんので精密検査を要します。

E：軽度ではあるがはっきり病的と言える所見があります。医師の診察の必要を認めます。

F：かなりはっきりした病的所見があります。直ちに医師の診察と治療を要します。

14. その他

- ① この健康診断書の各検査項目の記入内容については、平成31年5月1日現在で検査後3か月以内の検査結果によることができる。
- ② 本診断書は厳封（本人開封無効）の上、本人にお渡しください。



平成32・33年度在外教育施設シニア派遣教師選考 小論文課題

次の課題について、以下の要件を踏まえて論じなさい。

〈要件〉

- ・必ず「課題1」「課題2」両方の課題について論じること。
- ・「課題1」は400字程度とし、「課題2」と合わせて1,600字以内で書くこと

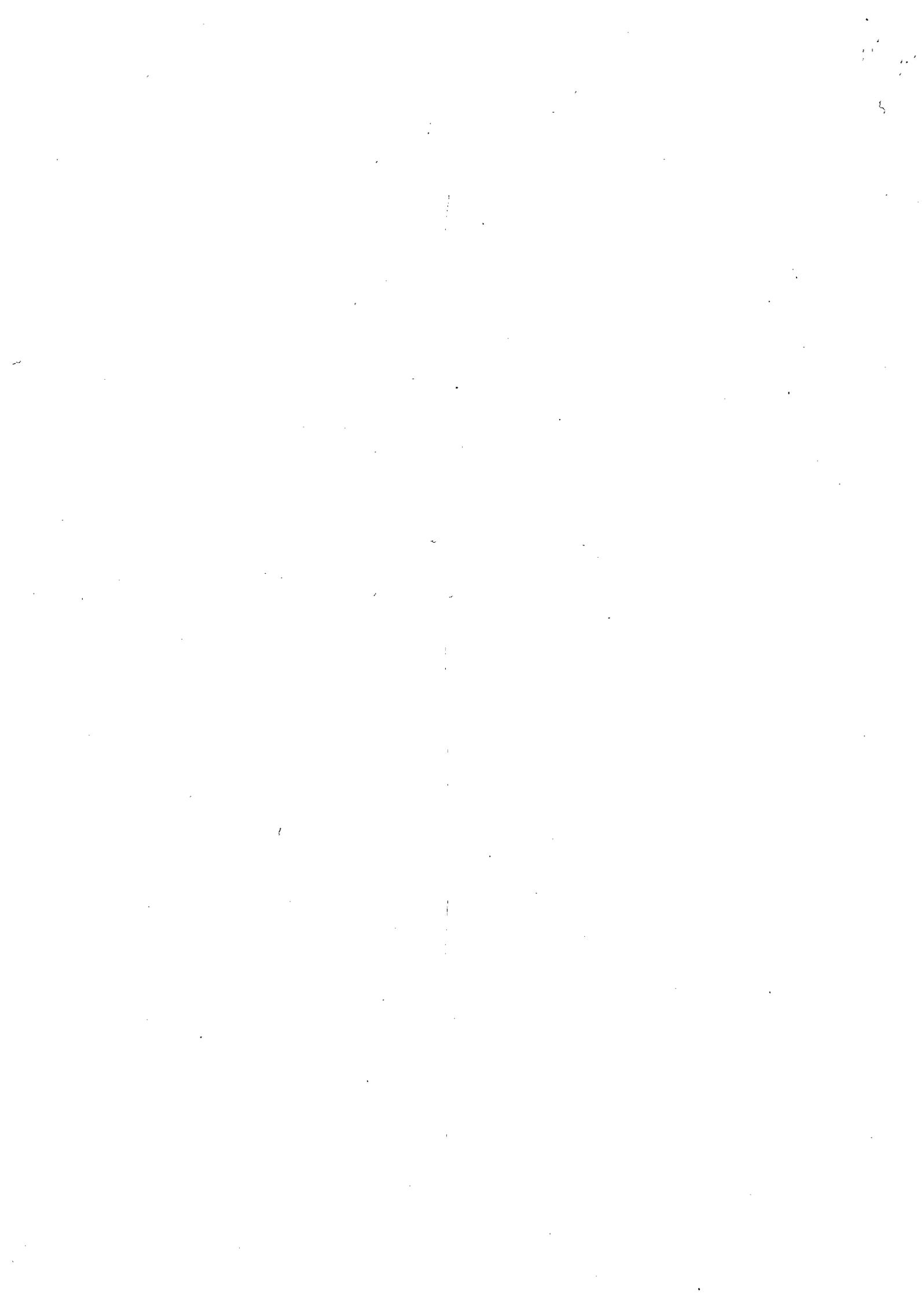
「課題1」(共通課題)

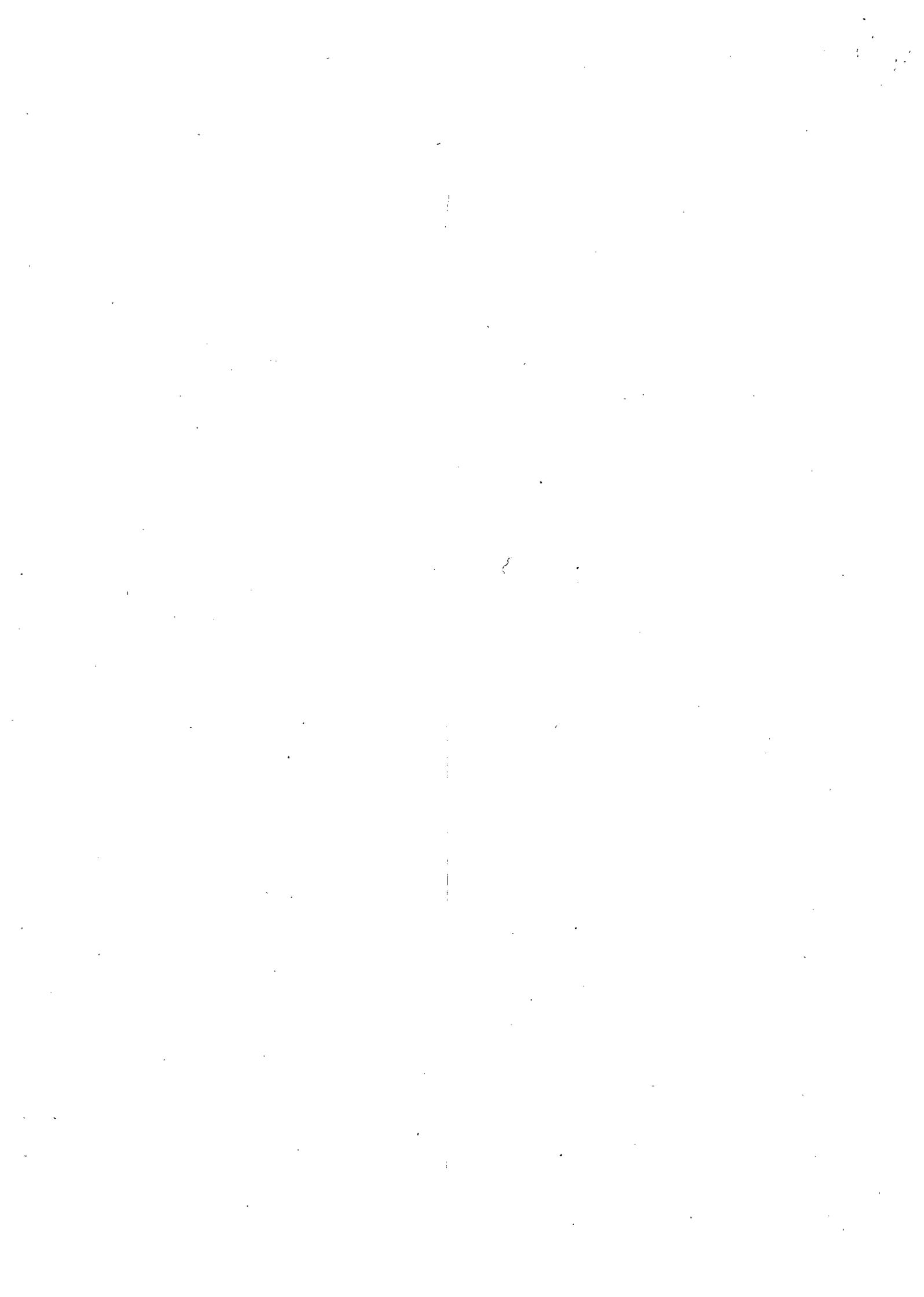
これからの時代に求められる資質や能力について簡潔に述べるとともに、学習指導要領の改訂を踏まえ、最新の教育改革の動向について論じてください。(400字程度)

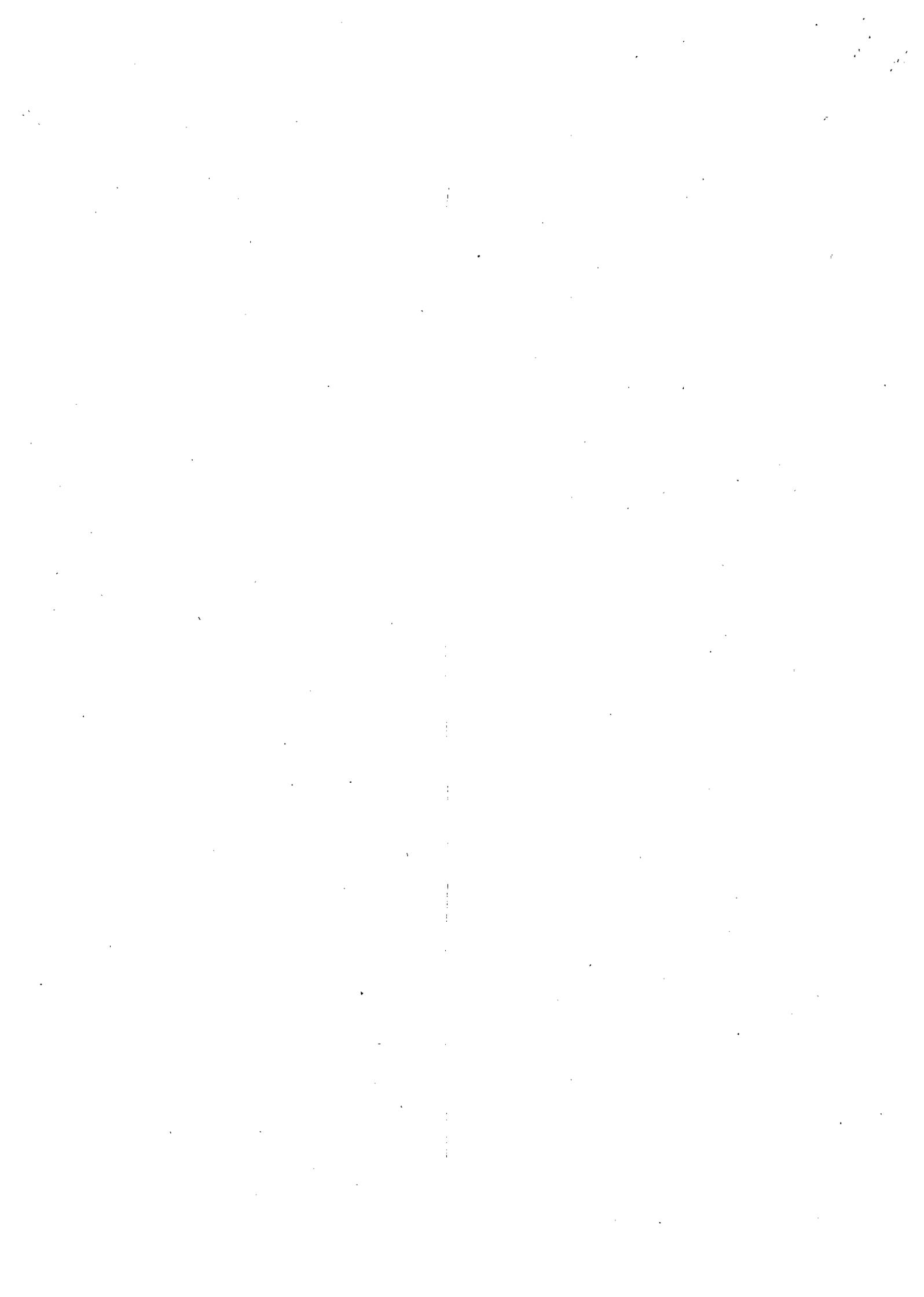
「課題2」

教職人生の中で、どのような教育活動に力を入れてきたかについて述べるとともに、在外教育施設におけるグローバル人材育成に対して、シニア派遣教師としてどのように貢献できるかについて論じてください。

原稿用紙は、シニア派遣教師募集のホームページから小論文課題用原稿用紙をダウンロードし、パソコンで入力して印字したものを提出すること。(20×20 A4横書き)









在外教育施設へのシニア派遣教員の派遣に関する規則

文部科学大臣決定
平成19年3月30日
改正平成22年5月18日
改正平成24年5月7日
改正平成30年10月16日

(趣旨)

第1条 この規則は、在外教育施設に派遣するシニア派遣教員の派遣について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「在外教育施設」とは、海外に在留する邦人の子女のために学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学、高等専門学校、幼稚園を除く。以下この条において同じ。）における教育に準ずる教育を実施することを主たる目的として海外に設置された教育施設をいう。

2 この規則において「シニア派遣教員」とは、本邦において小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理を司る主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下「校長等」という。）の経験を有する者（現職教員を除く。）のうち、この規則により文部科学大臣の委嘱を受け、在外教育施設に派遣される者をいう。

3 この規則において、「学校運営委員会」とは、在外教育施設を設置し、及び管理する機関をいう。

(派遣)

第3条 文部科学大臣は、必要と認める在外教育施設にシニア派遣教員を派遣するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の規定によりシニア派遣教員を派遣しようとするときは、あらかじめ派遣先の在外教育施設（以下「派遣先教育施設」という。）の学校運営委員会又は派遣先教育施設の長の同意を得るものとする。

(派遣期間)

第4条 シニア派遣教員の派遣期間は、2年とする。ただし、文部科学大臣が特別に必要があると認めるときは、2年間を限度に当該派遣期間を延長し、又は短縮することができる。

(委嘱)

第5条 シニア派遣教員は、第7条に規定する職務を遂行するために必要な知識と経験を有する者のうちから文部科学大臣が選考し、委嘱する。

2 シニア派遣教員の資格及び選考方法は、総合教育政策局長が別に定める。

(所属)

第6条 シニア派遣教員は、派遣先教育施設の学校運営委員会又は派遣先教育施設に置くものとする。

(職務)

第7条 シニア派遣教員は、退職時の職に応じて派遣先教育施設の校長等の職務を遂行するものとする。

(服務)

第8条 シニア派遣教員は、この規則に従い、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 シニア派遣教員は、シニア派遣教員としての信用を傷つけ、又は派遣先教育施設の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 前2項の規定によるほか、シニア派遣教員の服務に関し必要な事項は総合教育政策局長が別に定める。

(旅費の支給)

第9条 シニア派遣教員が派遣先教育施設に赴いた場合若しくは派遣期間の終了に伴い帰国した場合又はシニア派遣教員若しくはその扶養親族(配偶者並びに心身に障害のある子で他に生計の途のない者として文部科学大臣が認めたものをいう。)が文部科学大臣の許可を受けて本邦と在勤地(派遣先教育施設の所在地をいう。)との間を旅行した場合その他これに準ずる場合には、シニア派遣教員に対し、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額、支給条件等については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)及び文部科学省所管旅費規則(平成13年文部科学省訓令)に定めるもののほか、総合教育政策局長が別に定めるところによる。

(在勤手当の支給)

第10条 シニア派遣教員には、在勤手当を支給する。

2 在勤手当は、シニア派遣教員が派遣先教育施設において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給するものとし、その種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとする。

一 在勤基本手当 シニア派遣教員が派遣先教育施設において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給するもの

二 住居手当 シニア派遣教員が派遣先教育施設において勤務するのに必要な住宅費に充当するために支給するもの

三 配偶者手当 配偶者を伴うシニア派遣教員に支給するもの

四 健康管理手当 1年以上勤務したシニア派遣教員及びその配偶者が、健康診断の実施など健康管理のために必要な経費に充当するために支給するもの
ただし、不健康地健康管理手当の支給を受ける者に対しては、当該不健康地健康管理手当の支給を受ける年度に係る健康管理手当は支給しない。

五 不健康地健康管理手当 長期にわたる継続的な勤務が健康管理上適当でないとして認められる地に所在する派遣先教育施設で別表第1左欄に掲げるものに2年以上勤務したシニア派遣教員及びその扶養親族が、1年度1回を限度として同欄の在外教育施設の別に応じ同表右欄に定める保養地域において健康管理を目的とする保養及び健康診断の受診のための旅行を行うのに必要な経費に充当するために支給するもの

六 高地手当 標高の高い地に所在する派遣先教育施設で別表第2に掲げるものに1年以上勤務したシニア派遣教員及びその扶養親族が、1年度2回を限度としてその在外教育施設の所在する国の低地において健康管理を目的とする保養のための旅行を行うのに必要な経費に充当するために支給するもの

七 防犯手当 治安事情が著しく厳しい地に所在する在外教育施設として総合教育政策局長が別に定めるものに勤務するシニア派遣教員が、居住している住宅及び通勤途上の防犯のために必要な経費に充当するために支給するもの

3 前2項の規定により支給する在勤手当の額、支給条件等については、総合教育政策局長が別に定める。

(一時帰国等)

- 第11条 シニア派遣教員は、その派遣期間中において、文部科学大臣の許可を受けて本邦に一時帰国又は私費一時帰国（次項において「一時帰国等」という。）することができる。
- 2 前項の規定によるシニア派遣教員の一時帰国等の実施に関し必要な事項は、総合教育政策局長が別に定める。

(派遣前健康診断)

- 第12条 シニア派遣教員が本邦から派遣先教育施設に赴任しようとするときは、総合教育政策局長が別に定めるところにより、派遣前の健康診断を実施する。

(報告等)

- 第13条 文部科学大臣は、必要があると認めるときは、シニア派遣教員、学校運営委員会又は派遣先教育施設の校長に対し、シニア派遣教員の職務の遂行状況等について報告を求め、又は指導、助言をするものとする。

(委任)

- 第14条 この規則に定めがあるもののほか、シニア派遣教員の派遣に関し必要な事項は、総合教育政策局長が別に定める。

附 則

この決定は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この決定は、平成22年5月18日から実施する。

附 則

この決定は、平成24年5月7日から実施する。

附 則

この決定は、平成30年10月16日から実施する。

別表第1 不健康地健康管理手当の支給の対象となるシニア派遣教員が勤務する在外教育施設及び保養地域

在外教育施設	保養地域
ダレサラム補習授業校	欧州
ハノイ日本人学校	アジア
ダッカ日本人学校	アジア
ヤンゴン日本人学校	アジア
大連日本人学校	アジア
ニュー・デリー日本人学校	アジア
チェンナイ補習授業校	アジア
ボンベイ日本人学校	アジア
ホーチミン日本人学校	アジア
コロンボ日本人学校	アジア
イスラマバード日本人学校	アジア
カラチ日本人学校	アジア
ポゴタ日本人学校	北米
マナオス日本人学校	南米
リマ日本人学校	南米

ブカレスト日本人学校	欧州
モスクワ日本人学校	欧州
テヘラン日本人学校	欧州
リアド日本人学校	欧州
ジェッダ日本人学校	欧州
ナイロビ日本人学校	欧州

備考 保養地域には、特別な事由がある場合は、この表に掲げる保養地域以外の地を含めることができる。

別表第2 高地手当の支給の対象となるシニア派遣が勤務する在外教育施設

在外教育施設
ボゴタ日本人学校
日本メキシコ学院日本コース

在外教育施設シニア派遣教員選考実施要項

初等中等教育局長決定
平成19年 4月17日
平成22年 5月18日改正
平成24年 5月 7日改正
平成25年 4月 1日改正
平成26年 4月 1日改正
平成27年 3月23日改正
平成30年10月16日改正

1 趣 旨

この要項は、在外教育施設へのシニア派遣教員の派遣に関する規則（平成19年3月30日文部科学大臣決定）第5条第2項の規定に基づき、在外教育施設に派遣されるシニア派遣教員の選考の方法について、定めるものとする。

2 派遣教員の資格

シニア派遣教員は、次の（1）から（5）の全てに該当している者でなければならない。

- （1）義務教育諸学校の教員等の職を退職した者又は派遣しようとする年度の前年度の3月31日をもって退職予定の者であること。
- （2）管理職（校長、副校長、教頭）として派遣される者にあつては、在外教育施設派遣教員としての勤務経験を有すること。
- （3）国内の学校において小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理を司る主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭として、原則教職経験年数21年以上であること。なお、教職経験年数は「在外教育施設への派遣教員に対する在勤基本手当及び住居手当の級の適用に係る基準」（昭和61年1月21日教育助成局長裁定）に定める教職経験年数によるものとする。
- （4）応募時の年齢が63歳以下であり、かつ応募時に、義務教育諸学校の教員等の職を退職後、原則10年以内であること。
- （5）本人および同伴する家族がいずれも心身ともに健康であり、長期間の海外生活に耐えうること。

3 シニア派遣教員の欠格事項

次の各事項の一に該当する者は、シニア派遣教員の選考を受けることはできない。

- （1）成年被後見人および被保佐人
- （2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （3）義務教育諸学校の教員免許状を有しない者

4 シニア派遣教員への応募手続き

シニア派遣教員に応募する者は、別に定める期日までに次に掲げる別に定める様式の書類を文部科学省総合教育政策局長に提出する。

- （1）在外教育施設シニア派遣教員志願書
- （2）在外教育施設シニア派遣教員選考調査票
- （3）推薦書

① 現職者については、所属先の教育委員会等又は学校長からの推薦書

② 既退職者については、在職当時の所属先の教育委員会等又は学校長からの推薦書

(4) 健康診断書

5 シニア派遣教員の選考

選考は、書類審査、面接及びその他必要な審査により行う。

6 シニア派遣教員の決定

(1) シニア派遣教員候補登録者の決定

文部科学省は、上記5に定める選考を受けた者の中から、その結果に基づきシニア派遣教員候補登録者（以下「候補登録者」という。）を決定し、シニア派遣教員候補登録者名簿（以下「登録者名簿」という。）に記載するとともに、その旨を本人に通知するものとする。

登録者名簿の有効期間は、作成後2年間とする。

(2) シニア派遣教員候補者の決定

文部科学省は、(1)の定めによるほか、上記5に定める選考を受けた者の中から、その結果に基づきシニア派遣教員候補者（以下「候補者」という。）を決定し、シニア派遣教員候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に記載する。

候補者名簿の有効期間は、作成後1年間とする。

(3) シニア派遣教員の内定及び決定

① 文部科学省は、候補登録者名簿及び候補者名簿に記載された者の中から、教育職員免許状の種類、教科、年齢、性別その他の要件を考慮して、シニア派遣教員内定者を決定し、本人に通知するものとする。

② 文部科学省は、上記①でシニア派遣教員内定者として決定した者を対象に、総合教育政策局長が別に定める派遣前研修を行う。

③ 文部科学省は、上記②の研修を修了したシニア派遣教員内定者の中からシニア派遣教員を決定し、本人に通知するものとする。

7 その他

(1) 文部科学省は、候補登録者又はシニア派遣教員を決定した後、特別の事情が生じた場合は、上記6に定める手続きすべてによることなく、総合教育政策局長が候補登録者又はシニア派遣教員として適当と認める者を候補登録者又はシニア派遣教員として決定することができるものとする。

(2) 文部科学省は、上記5に定める選考を受けた者について、シニア派遣教員として適当と認められない事情が生じた場合、総合教育政策局長が上記6の定めによる候補登録者又はシニア派遣教員の決定を取り消すことができるものとする。

附 則

この決定は、平成19年4月17日から実施する。

附 則

この決定は、平成22年5月18日から実施する。

附 則

この決定は、平成24年5月7日から実施する。

附 則

この決定は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この決定は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この決定は、平成27年3月23日から実施する。ただし、決定の実施日から起算して1年間は、2(4)に定める応募時の年齢については、なお従前の例によることができる。

附 則

この決定は、平成30年10月16日から実施する。

平成31年度派遣教員の在籍する在外教育施設一覧

地域	国名	日本人学校名	
アジア 41校	インド 2校	1 ニューデリー	
		2 ムンバイ	
	インドネシア 4校	3 ジャカルタ	
		4 ジャカルタ チカラン校	
		5 バンドン	
		6 スラバヤ	
	シンガポール 3校	7 シンガポール クレメンティ校	
		8 シンガポール チャンギ校	
		9 シンガポール 中学部	
	スリランカ	10 コロンボ	
	タイ 2校	11 バンコク	
		12 シラチャ	
	韓国 2校	13 ソウル	
		14 釜山	
	中国 15校	15 北京	
		16 天津	
		17 広州	
		18 深セン	
		19 上海 虹橋校	
		20 上海 浦東校	
		21 蘇州	
		22 杭州	
		23 大連	
		24 青島	
		25 香港 香港校	
		26 香港 大埔校	
		台湾(3校)	
		27 台北	
		28 台中	
	29 高雄		
	パキスタン 2校	30 イスラマバード	
		31 カラチ	
	バングラデシュ	32 ダッカ	
	フィリピン	33 マニラ	
	ベトナム 2校	34 ハノイ	
		35 ホーチミン	
	マレーシア 4校	36 クアラルンプール	
		37 ジョホール	
		38 コタキナバル	
		39 ペナン	
	ミャンマー	40 ヤンゴン	
	カンボジア	41 プノンペン	
	大洋州 3校	オーストラリア 3校	42 シドニー
			43 パース
			44 メルボルン
	北米 4校	米国 4校	45 シカゴ
			46 ニューヨーク
			47 ニュージャージー
48 グアム			

地域	国名	日本人学校名	
中 南 米 15 校	アルゼンチン	49 ブエノスアイレス	
	ベネズエラ	50 カラカス	
	グアテマラ	51 グアテマラ	
	コスタリカ	52 サン・ホセ	
	コロンビア	53 ボゴタ	
	チリ	54 サンチャゴ	
	パナマ	55 パナマ	
	パラグアイ	56 アスンシオン	
	ブラジル 3校	57 サンパウロ	
		58 マナウス	
		59 リオデジャネイロ	
	ペルー	60 リマ	
	メキシコ 3校	61 メキシコ	
		62 アグアスカリエンテス	
		63 グアナフアト	
	欧州 21 校	イタリア 2校	64 ローマ
			65 ミラノ
		英国	66 ロンドン
		オーストリア	67 ウィーン
		オランダ 2校	68 アムステルダム
			69 ロッテルダム
		スイス	70 チューリッヒ
		スペイン 2校	71 マドリッド
			72 バルセロナ
		チェコ	73 プラハ
		ドイツ 5校	74 ベルリン
			75 デュッセルドルフ
			76 ハンブルグ
			77 フランクフルト
			78 ミュンヘン
ハンガリー	79 ブダペスト		
フランス	80 パリ		
ベルギー	81 ブラッセル		
ポーランド	82 ワルシャワ		
ルーマニア	83 ブカレスト		
ロシア	84 モスクワ		
中 東 8 校	UAE 2校	85 アブダビ	
		86 ドバイ	
	イラン	87 テヘラン	
	カタール	88 ドーハ	
	サウジアラビア 2校	89 リヤド	
		90 ジッダ	
	トルコ	91 イスタンブル	
	バハレーン	92 バハレーン	
アフリカ 3校	エジプト	93 カイロ	
	ケニア	94 ナイロビ	
	南アフリカ共和国	95 ヨハネスブルグ	

地域	国名	補習授業校名	
大規模補習授業校 37校	北米 30校	米国 28校	
		1 シンガポール	
		2 ワシントン	
		3 アトランタ	
		4 ローリー	
		5 サン・フランシスコ	
		6 シアトル	
		7 シカゴ	
		8 シンシナティ	
		9 コロンバス	
		10 オハイオ西部	
		11 インディアナ	
		12 デトロイト	
		13 デンバー	
		14 中部テネシー	
		15 セントラルケンタッキー	
		16 イーストテネシー	
		17 ニューヨーク	
		18 ニュージャージー	
		19 プリンストン	
		20 フィラデルフィア	
		21 ヒューストン	
		22 ダラス	
		23 ポートランド	
		24 ボストン	
		25 ホノルル	
		26 マイアミ	
		27 オーランド	
	28 ロサンゼルス		
	29 サンディエゴ		
	カナダ 2校	30 ヴァンクーヴァー	
		31 トロント	
	欧州 4校	スイス	32 ジュネーブ
		スウェーデン	33 ストックホルム
		ベルギー	34 ブラッセル
		英国	35 ロンドン
	大洋州 2校	オーストラリア	36 クイーンズランド
ニュージーランド		37 カンタベリー	

準全 日補 習校 4校	アジア	インド	38	チェンナイ
	中南米	メキシコ	39	グアダハラ
	中東	オマーン	40	オマーン
	アフリカ	タンザニア	41	ダレサラム

日本人学校 計95校
[50カ国1地域]

派遣教員のいる補習授業校 計41校
[13カ国]

